JARTS 外国人材育成サービス会員規約

第 1 条（目的）
本規約は一般社団法人海外鉄道技術協力協会が提供する外国人材育成サービスの内容及びその利用ならびに会員に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条（用語の定義）
本規約に関する用語は以下の意味を有するものとする。

用語	意味
① JARTS	一般社団法人海外鉄道技術協力協会をいう。
② JARTS 外国人材育成サービス	JARTS が提供する会員間役務利用促進サービス、特定技能外国人研修サービス、JARTS フォローアップサービスをいう。
③ 会員間役務利用促進サービス	JARTS が、受入企業会員からの要請に基づき、受入企業会員に対して職業紹介事業者会員及び登録支援機関会員を紹介し、会員間の役務利用を促進するサービスをいう。
④ 特定技能外国人研修サービス	JARTS が受入企業会員からの要請に基づき、受入企業会員が採用を内定した特定技能外国人の候補者に対して別紙 1 で定める仕様書に基づき研修を実施するサービスをいう。
⑤ JARTS フォローアップサービス	JARTS が登録支援機関会員から委託を受け、登録支援機関会員が受入企業会員に対して行う支援業務について、義務的支援のモニタリング及び就労状況の満足度を調査するサービスをいう。
⑥ 有料職業紹介事業者	職業安定法 32 条の 3 にいう有料職業紹介事業者及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律 18 条に基づき建設業務有料職業紹介事業を行う者をいう。
⑦ 無料職業紹介事業者	職業安定法 33 条、同法 33 条の 2、同法 33 条の 3 に基づき無料職業紹介事業を行う者をいう。
⑧ 職業紹介事業者	有料職業紹介事業者及び無料職業紹介事業者をいう。
⑨ 職業紹介事業者会員	職業紹介事業者であって JARTS 外国人材育成サービスを利用するために会員となった者をいう。
⑩ 登録支援機関	出入国管理及び難民認定法 19 条の 27 第 1 項に同じ。

⑪　登録支援機関会員	登録支援機関であって JARTS 外国人材育成サービスを利用するために会員となった者をいう。
⑫　特定技能所属機関	出入国管理及び難民認定法 19 条の 18 第 1 項に同じ。
⑬　受入企業会員	特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者であって JARTS 外国人材育成サービスを利用するために会員となった者をいう。
⑭　受入企業会員（鉄道事業者）	受入企業会員のうち、鉄道事業法に基づき鉄道事業を経営する許可を受けている者をいう。
⑮　受入企業会員（グループ会社）	受入企業会員のうち、受入企業会員（鉄道事業者）の子会社、関連会社ならびに出資している会社等をいう。
⑯　受入企業会員（協力会社）	受入企業会員のうち、受入企業会員（鉄道事業者）及び受入企業会員（グループ会社）以外の者をいう。
⑰　会員	職業紹介事業者会員、登録支援機関会員、受入企業会員をいう。

第 3 条（会員）

1. 職業紹介事業者会員となろうとする職業紹介事業者は、JARTS に対して入会を申し込み、JARTS が入会を承認することで職業紹介事業者会員となることができる。
2. 登録支援機関会員となろうとする登録支援機関は JARTS に対して入会を申し込み、JARTS が入会を承認することで登録支援機関会員となることができる。
3. 受入企業会員となろうとする者は JARTS に対して入会を申し込み、JARTS が入会を承認することで受入企業会員となることができる。
4. 会員となろうとする者は、会員の種別に基づき別途 JARTS が指定する入会申込書及び JARTS が指定する文書を提出して入会の申込みを行うものとする。
5. JARTS は会員となろうとする者が、会員の種別に応じて第 6 条に定める会員資格に適合する場合であって、会員とすることが相当である場合、書面又は電磁的記録によって会員となることを承諾する旨を会員となろうとする者に通知するものとする。
6. JARTS が会員となろうとする者に対して前項の通知を発したときから、会員となろうとする者は会員になるものとする。
7. 会員となった者は、本規約を遵守するものとし、JARTS と会員との間で本規約の内容に基づく契約が成立するものとする。

第 4 条（サービスの内容）

1. JARTS は会員間役務利用促進サービス、特定技能外国人研修サービスならびに JARTS フォローアップサービスを提供するものとする。
2. 前項のサービスは会員のみ利用することができるものとする。

3. 受入企業会員が会員間役務利用促進サービス、特定技能外国人研修サービスを利用する場合、それぞれ JARTS が指定するサービス利用申込書に基づき JARTS に対して利用申込みを行うものとする。
4. 登録支援機関会員は会員間役務利用促進サービス及び JARTS フォローアップサービスを利用する場合、それぞれ JARTS が指定するサービス利用申込書に基づき JARTS に対して利用申込みを行うものとする。
5. 職業紹介事業者会員は会員間役務利用促進サービスを利用する場合、JARTS が指定するサービス利用申込書に基づき JARTS に対して利用申込みを行うものとする。
6. JARTS は登録支援機関会員及び職業紹介事業者会員のうち JARTS フォローアップサービスを利用する会員について、優良な会員として認定し「JARTS 優良認定登録支援機関会員」及び「JARTS 優良認定職業紹介事業者会員」の称号を用いることを認めることができるものとする。但し、「JARTS 優良認定職業紹介事業者会員」の称号を用いることができるのは、「JARTS 優良認定登録支援機関会員」と同一の法人又は次条 11 項に基づき「JARTS 優良認定登録支援機関会員」の連携法人として届出を行った場合に限るものとする。
7. JARTS は、JARTS の裁量により、いつでも、JARTS 外国人材育成サービスの内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止することができるものとする。

第 5 条（サービスの価格）

1. 会員は、会員の種別ごとに、年会費、育成支援事業事務費負担金ならびに JARTS フォローアップサービス料（以下「年会費」、「育成支援事業事務費負担金」及び「JARTS フォローアップサービス料」を「会費等」と総称する。）を支払うものとする。
2. 会員が負担する年会費は会員となった日から 1 年単位で発生するものとして、4 月 1 日時点で会員である場合には 4 月 1 日に、そうではない場合には会員となった日が属する月の月末に発生するものとする。
3. 年会費は 4 月 1 日から翌年 3 月末を 1 年として数えるものとして、年の途中で会員となった場合にも日割りや月割りの算定は行わず、1 年分の年会費が発生するものとする。
4. 受入企業会員は採用を内定し、研修に参加する特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者 1 名につき、年会費とは別に育成支援事業事務費負担金を支払うものとする。
5. 受入企業会員が負担する育成支援事業事務費負担金は、受入企業会員が会員間役務利用促進サービスを利用して内定した特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者 1 名につき、受入企業会員が内定を発した時点で発生するものとする。但し、特定技能外国人研修サービスのみを利用する場合には、特定技能外国人研修サービスの利用申込みを行った時点で育成支援事業事務費負担金が発生するものとする。
6. 登録支援機関会員は、登録支援機関会員が利用するサービスに応じて、育成支援事業事務費負担金及び JARTS フォローアップサービス料として、登録支援機関会員が会員

間役務利用促進サービスを利用し受託した支援業務において、対象となる特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者 1 名につき、年会費とは別に育成支援事業事務費負担金及び JARTS フォローアップサービス料を支払うものとする。

7. 登録支援機関会員が負担する育成支援事業事務費負担金は、登録支援機関会員が支援対象とする特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者について、特定技能外国人研修サービスの申込みがなされた日に発生するものとする。
8. 登録支援機関を利用しない場合は、有料職業紹介事業者を利用する場合は有料職業紹介事業者会員が、有料職業紹介事業者も利用しない場合は採用を行う受入企業会員が、会員間役務利用促進サービスを利用し受託した職業紹介において、受入企業会員に紹介し内定を獲得した特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者 1 名につき、年会費とは別に登録支援機関会員の育成支援事業事務費負担金と同額を育成支援事業事務負担金として支払うものとする。
9. 前項の育成支援事業事務費負担金は、職業紹介事業者会員が職業紹介を行った特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者について、特定技能外国人研修サービスの申込みがなされた日が属する月の月末に発生するものとする。
10. 登録支援機関会員が負担する JARTS フォローアップサービス料は、JARTS フォローアップサービスの対象となる支援業務が対象とする特定技能外国人が就労を開始した日が属する月の月末から発生するものとして、歴月単位で発生し、歴月中において支援業務の対象とする特定技能外国人の人数のうち最も多い人数を算定の基礎とし、日割りでの計算は行わないものとする。
11. 登録支援機関会員と職業紹介事業者会員が同一の法人である場合又は登録支援機関会員及び職業紹介事業者会員が別の法人であっても別途 JARTS が指定する書式によって連携法人として連名で届出を行った場合には、登録支援機関会員の会費等のみ負担するものとする。
12. 会員は、会費等を発生日から 1 カ月以内に JARTS が指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。但し振込手数料は会員の負担とする。
13. 会員の会費等は、会員の種別に応じて次の表のとおりとする。なお、会費等（JARTS フォローアップサービス料を除く。）は、特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者が特定技能 1 号評価試験に合格するか否か、受入企業会員に入社するか否かに関係なく発生するものとして、試験への不合格や入社の辞退等があった場合でも減額や返金は行わないものとする。

会員種別	会費等
受入企業会員	年会費：5 万円（1 年単位、税別） 育成支援事業事務費負担金：3 万円（1 名単位、税別）
登録支援機関会員	年会費：5 万円（1 年単位、税別） 育成支援事業事務費負担金：10 万円（1 名単位、税別） JARTS フォローアップサービス料：2,000 円（月単位、1 名単位、税別）
職業紹介事業者会員	年会費：5 万円（1 年単位、税別）

第 6 条（会員資格）

会員は、会員の種別ごとに、次の表に記載された資格を有していなければならない。

会員種別	資格
受入企業会員（鉄道事業者）	鉄道事業法に基づき鉄道事業を経営する許可を受けている者。
受入企業会員（グループ会社）	受入企業会員（鉄道事業者）の子会社、関連会社ならびに出資している会社等であって、受入企業会員（鉄道事業者）から会員となることについて推薦を受けている者。
受入企業会員（協力会社）	受入企業会員（鉄道事業者）又は受入企業会員（グループ会社）と取引のある者であって、受入企業会員（鉄道事業者）から会員となることについて推薦を受けている者。
登録支援機関会員	登録支援機関である者。
職業紹介事業者会員	職業紹介事業者である者。

第 7 条（会員の義務）

1. 会員は、本規約の他、別紙 2 で定める行動指針を遵守するものとする。
2. 会員が前項に違反した場合、JARTS が改善を請求し 30 日以内に違反が解消されない場合、JARTS は会員の資格を剥奪することができるものとする。
3. 前項に基づき会員資格が剥奪された場合、会員は JARTS に対してこれまで支払った会費等の返還を求めることができず、損害賠償についても行うことができないものとする。
4. 会員は、JARTS が行う調査（JARTS フォローアップサービスに基づく義務的支援のモニタリングなどを含む。）に協力し、必要な情報提供や調査の機会の提供を行うものとする。

5.　会員は、会員の種別に応じて、JARTS に対し次の表の事項を次の表に定められた期限までに通知するものとする。

会員種別	通知する情報
受入企業会員	【通知する情報】 JARTS 外国人材育成サービスを利用し、特定技能外国人及び特定技能外国人の候補者に対して内定を通知した事実及び人数。但し職業紹介事業者会員が通知する場合は不要とする。 【期限】 内定を通知した日から起算して 14 日以内
登録支援機関会員	【通知する情報】 JARTS 外国人材育成サービスを利用し受託した支援業務について契約を締結した事実及び支援対象者の人数。 【期限】 契約を締結した日から起算して 14 日以内
職業紹介事業者会員	【通知する情報】 JARTS 外国人材育成サービスを利用し、職業紹介事業者会員が職業紹介を行った特定技能外国人及び特定技能外国人の候補者について受入企業会員から内定が通知された事実及び人数。 【期限】 内定が通知されてから起算して 14 日以内

第 8 条（会員の禁止事項）
会員は JARTS 外国人材育成サービスを利用する他の会員に対して、不適切なサービスの利用の案内等の迷惑行為を行わないものとする。

第 9 条（会員の期間及び退会）
1.　会員は 1 年ごとに自動更新されるものとする。

2. 前項に関わらず会員は 1 カ月前に JARTS に申し出ることにより退会することができるものとする。但し、1 年の途中で退会する場合でも会費等の返金はないものとし、受入企業会員は JARTS 外国人材育成サービスを利用して雇用した特定技能外国人との間の雇用契約が存続する間は退会することができないものとする。
3. 会員の退会は、会員が JARTS に対し、JARTS が別途定める退会届を提出することにより行うものとする。
4. 会員が退会した場合、会員は JARTS 外国人材育成サービスを利用する権利を失う。

第 10 条（反社会的勢力に関する事項）

1. 会員は、自ら及び自己の取締役、執行役、執行役員、理事、監査役その他の役員が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。
   (1) 暴力団
   (2) 暴力団員
   (3) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
   (4) 暴力団準構成員
   (5) 暴力団関係企業
   (6) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
   (7) その他前各号に準ずる者
2. 会員が前項各号のいずれかに該当し、又は前項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、JARTS から文書又は電磁的記録による退会の通知を受けた場合には、会員は当該通知において指定された日に退会する。
3. 前項により退会通知を受けた当事者は、退会により生じた損害について、JARTS に対しなんらの請求をしない。ただし、JARTS からの損害賠償の請求は妨げない。
4. 第 2 項の規定により退会する場合、本規約で定めた事項は将来に向かって効力を失い、退会した会員は、必要な相手方への財物の返還や債務の弁済を速やかに行う。

第 11 条（個人情報の取り扱い）

1. JARTS は、個人情報保護法及び JARTS のプライバシーポリシーに基づき、個人情報を適切に取り扱うものとする。
2. JARTS 及び会員は、JARTS 外国人材育成サービスの提供及び利用に関して、秘密である旨を明記した文書、図面、電磁的記録媒体等、有形な媒体により開示した開示者の技術上、営業上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を本 JARTS 外国人材育成サービスの利用及び提供の目的以外に使用せず、当該秘密情報を開示した当事者（以下「開示者」という。） の事前の承諾を得ずに第三者に開示しないものとする。
3. 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用されない。

(1) 知得する以前に既に公知となっている場合
(2) 知得する以前に自ら取得した場合
(3) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を伴わずに入手した場合
(4) 知得した以後に自己の責任に帰さない理由で公知となった場合
(5) 開示者の秘密情報によらずに独自に開発した場合

4. 本条の規定は会員が退会後も 2 年間存続する。
5. JARTS 及び会員は、官公庁、裁判所等の公的機関の命令その他法令等に基づき秘密情報の開示が義務づけられた場合には、当該秘密情報を開示することができるものとする。開示を命じられた者は、可能な限り当該開示に先立ち、開示者に対して、開示を命じられた旨を通知し、開示者の秘密情報の保護に努めるものとする。
6. JARTS は JARTS 外国人材育成サービスの提供のために、会員から取得した個人情報及び秘密情報を他の種別の会員に提供することがあるものとし、会員は当該提供に同意するとともに、会員が個人情報によって提供される個人の同意を得るものとする。

第 12 条（責任の制限）

1. JARTS は、JARTS 外国人材育成サービスの提供に関し、会員に対して、逸失利益、その他の特別の事情による損害の賠償責任を負わないものとする。これは、JARTS がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、又は知るべきであった場合であったか否かに関わらないものとする。
2. 何らかの責任を負担する場合であっても、JARTS が会員に対して負担する責任の総額は、それが JARTS の故意又は重過失による場合を除き、JARTS 外国人材育成サービスの利用に関し、会員が JARTS に過去 1 年間に支払った対価の総額を上限とする。これは、当該責任の原因が債務不履行、不法行為、その他の原因のいずれの場合でも同様とする。

第 13 条（事務局）

JARTS は JARTS 外国人材育成サービスを実施するために、JARTS 内に事務局を設置するものとする。

第 14 条（規約の改廃）

JARTS は、JARTS の合理的な裁量により、本規約を変更できるものとする。JARTS が本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を JARTS のウェブサイトに掲示するものとする。当該掲示に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が掲示されたときから、2 週間後に有効となるものとする。会員は、かかる変更に同意できない場合は、JARTS 外国人材育成サービスの利用を停止し、会員を退会するものとする。変更後の規約が有効となった後、JARTS 外国人材育成サービスを利用した場合、又は変更の告知後 2 週間以内に退会の手続きをとらなかった場合、会員は、本規約の変更に同意したものとみなされる。

第 15 条（準拠法と裁判管轄）
本規約の準拠法は日本法とする。本規約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

2025 年 3 月 28 日　制定

別紙１　特定技能外国人研修サービス仕様

研修の対象者	受入企業会員が指定した特定技能外国人又は特定技能外国人の候補者
研修内容	作業安全及び輸送安全に関する教育 技能教育（鉄道に関する技能、専門用語）など
研修期間	次の期間に応じた 90 日以内を目安とする。 ①1 月から 3 月 ②7 月から 9 月
その他	研修実施後、JARTS は研修結果を受入企業会員へ報告する。 研修参加者が特定技能評価試験を受験し、JARTS がその合否の結果を知った場合には、JARTS は受験者の同意を得て、試験結果を受入企業会員へ報告する。

別紙２　行動指針

1. 会員は、特定技能外国人が安心及び安全に働くことができ、成長と自己実現が可能な就労環境の整備を促進することに努めるものとする。

2. 会員は、特定技能制度への理解を深め、出入国管理関係法令、労働関係法令等の関係法令を遵守し、雇用する特定技能外国人への法令遵守に必要な情報提供を行い、適正な雇用環境の確保を推進する。

3. 会員は、職場における差別を排し、特定技能外国人が報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用、労災保険の適用その他の待遇について、差別的取扱いを受けない就労環境を確保する。

4. 会員は、特定技能外国人の雇用に際し、特定技能外国人の母語が日本語ではないことに配慮し、契約締結時に、当該外国人が従事する業務内容、これに対する報酬、労働時間、休暇、社会保険の加入状況その他の雇用関係に関する重要事項を母国語で説明し、かつ、書面にて契約を締結するとともに、職場でのルール等について多言語ややさしい日本語等、特定技能外国人の理解がしやすい方法で伝えるよう努めるものとする。

5. 会員は、社内及び現場において、特定技能外国人の人権を尊重し、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

6. 会員は、特定技能外国人の資質や希望に応じて、特定技能外国人が日本又は出身国で活躍することができるよう人材育成をする。

7. 会員は、特定技能外国人が日常生活及び職場において円滑に生活及び就労を行うことができるよう、必要な日本語能力を身につけることができるよう配慮する。

8. 会員は、労働安全衛生の重要性を認識し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情に配慮した労働安全衛生の向上を図る。

9. 会員は、特定技能外国人が日本国内で安定的かつ円滑に就労し、生活できるよう日常生活上及び社会生活上の支援を行う。

10. 会員は、特定技能外国人に不適切な費用を負担させる等のブローカーの利用をせず、法令を遵守した適切な職業紹介事業者、登録支援機関等の活用を行う。

11. 会員は、他事業者が雇用している外国人に対し、直接的、間接的な手段を問わず、悪質な引抜行為を行わない。